

中世後期但馬国における在地構造

渡邊 大門

〔抄録〕

領主権力が在地に経済基盤を求め、成り立っていることは自明のことである。したがって、在地の状況を知ることが、そのまま領主権力の一端を知る素材となる。しかし、在地に関する史料は概して乏しく、そのことは但馬国においても同様である。本稿は史料的な制約があるものの、寄進状、売券、知行宛行状をできるだけ収集・分析し、中世後期但馬国における在地の様相を明らかにすることを目的としている。同時に、但馬国における武家領や寺社領の構成、そして段銭賦課のシステムにも触れた。

その結果、中世後期の但馬国には惣村が存在したと考えられ、領主間において紛争解決が行われていたこと、また山名氏重臣である垣屋氏や太田垣氏が段銭知行権を有し、寺社等に寄進した事例を検出することができた。同時に、在地領主クラスも段銭知行権を獲得し、寺社等に積極的に寄進を行っている。段銭知行権の運用は、山名氏領国における特徴の一つである。

キーワード 但馬国、山名氏、在地、寄進状、売券

一 おしめし

但馬国の中世史料は、そう多いとは言えない。それゆえに、但馬国を代表する守護山名氏を除くと、中世に関する研究は乏しいのが現状である¹⁾。特に、荘園関係の史料や研究は著しく少なく、在地や土地支配の状況を知るのは困難であった²⁾。この事実は単に当該研究が立ち遅

れているという意味に止まらず、山名氏研究を進めるうえでも大きな課題である。今や領主研究を進めるうえで、在地状況を知ることが不可欠だからである。

実際に但馬国の中世史料を見ると、県内史料はもちろんのこと、県外史料も乏しい。まず、県内史料についてみれば、寺社史料が圧倒的に多く、武家史料は少ないといえる。その武家史料も性質上、感状が

多いのが特色である。それゆえに、山名氏被官人の所領構成を知るのも困難であり、その知行体系をうかがうのも難しいといわざるを得ない。また、県外史料も乏しいのに変わりはないが、だいたい南北朝から室町前期（おおむね十五世紀半ば）くらいを境にして、関係史料の数が著しく減少する。

以上のような悪条件が災いし、中世後期の但馬国における在地支配の状況や土地支配の研究は、進展を見せることがなかったと言えよう。しかしながら、断片的ではあるが、史料を探索することによって、当該期における在地支配の状況や土地支配の状況を知ることは可能である。例えば、寄進状や売券については、それなりに豊富な数が残っていることを確認できる。そこで、本稿では史料的な制約があるため、はなはだ断片的という条件付ではあるが、次の点について説明を試みようとするものである。

- ① 中世後期但馬国における武家領・寺社領の構成および在地状況。
- ② 中世後期但馬国における段銭賦課の状況とシステム。

一つの事象について関連史料が甚だ乏しいため、どうしても断片的な分析となるが、本研究を通して中世後期但馬国における土地支配や在地構造の一端を明らかにしたいと考える。

二 諸史料に見る武家領・寺社領の構成と段銭賦課

(1) 白岩氏の事例

最初に取り上げるのは、「白岩文書」に見える在地の状況である。白岩氏は但馬国八木氏（山名四天王の一人）の一族で、現在の養父市

関宮町吉井白井を名字の地とした。また、万松庵、大樹院の旦那であったことも知られている^③。白岩氏が旦那であったことから、但馬国における富裕かつ有力な在地領主の一人と考えてよいであろう。

その事実を裏付けるように、応永三十三年（一四二六）四月五日、沙弥宗恵が万松庵に五反の永代寄進を行っている^①。宗恵は、白岩氏の先祖にあたる人物である。史料の内容を見ると、寄進した土地のうち領家の年貢・公方段銭は徴収されるが、その他の公事に関しては除外されるといふものであった。もし子孫で違乱に及ぶ者があつたら、公方によつて罪科に処すべきと結ばれている。この史料は写であるが、もとは山名時熙の証判があり、「任此状、永代不可有相違」と記されている、つまり、但馬国守護山名氏の保証を得ていたのである。

この寄進状には、坪付注文が添付されている^⑤。この坪付注文を見ると、面積単位としては「大・半・小」が用いられている。そして、坪付注文は「大年貢」が賦課されない一町二反半三〇の前半部分と、後半の一町二反半の部分から成っている。後半の一町二反半は、吉井両名、かけきよ名、さたのふ名、のりな名計四つの名で構成されており、大年貢は一反につき一二五文が課せられた。このうち万松庵に寄進されたのは、後半の一町二反半の内の吉井両名の五反である。この吉井両名は、八木荘（養父市八鹿町）に所在した。つまり、白岩氏の本拠は、八木荘内にあつたと考えてよいであろう。年末詳であるが、白岩正元は万松庵に八木荘内にある大谷の五反（うち一反は吉井名の前に位置）を寄進している^⑥。このときは、段銭・諸公事が免除という扱いであつた。

ところで、延徳二年（一四九〇）に作成された万松庵領注文によると、その領有構造が複雑であったことを確認することができる。⁽⁷⁾ まず、「貞頼名」は二町八反小五歩であったが、内訳は次のようになっていた。

- ① 一町六反……公田
- ② 一町小五歩……余田（別作、または土地台帳に載せられていない土地）
- ③ 一反……流失（水害などで失われた田地）
- ④ 一反……松地方知行（松地は在地領主と考えられるが詳細は不明）

この構成を見る限り、①に関しては公田であることから、年貢・公事などの負担が生じていたと考えられる。②はいわゆる純粹な寺領である。③は実質的に失われているので、何ら負担は生じなかったであろう。④に関しては松地氏の知行地であるが、ここから何らかの得分を得ていたと推測される。また、「徳安半名」（二町四反六五歩）は、「当錢無、支證在」とあるように領主から負担免除を勝ち取ったと推測される。このように、一口に万松庵領と言っても、その構造は複雑であった。

そして、万松庵には、買地も存在していた。例えば、買地である一町五反の土地では、五反半の部分では年貢の負担を要したが、残りの九反に関しては不要であった。その他の買地についても、年貢を負担するところと負担しなくてもよいところがあつたが、年貢を負担しなくてもよい場合は「大年貢無、支證在」とあるように、年貢を負担し

なくてもよいという支証が必要であつた。万松庵領には、松地氏の買地分である三反大が含まれている。この場合、年貢は松地氏の負担であつた。松地氏は、買地を万松庵に寄進したものと推測される。「白岩文書」には、在地状況をうかがうことができる次の史料がある。

〔去年カ〕
炎天迷惑仕^(候)、万久里新井を立申処、御知行之田畠之相溝返候ニ付而、御違乱之旨、種々詫言申^(候)へ共、無御同心候、尤存候、然処ニ能美源藏人方被取扱、以資田地色々令申候処ニ、御同心候間、先以畏入存候、此方下^(地)和多田代坪森上斗代六斗八升、同新田方六十歩七升、イワホキニ在之候、惣都合七斗五升也、作者和多田村孫左衛門尉、同前如此雖申定候、自然水失・干失出来候而、御そん^(損)の儀候者、其時者本下地付而、可被成御違乱候、聊以違儀^(具)不可及候、尤此等旨、亀寿丸以直札可被申候へ共、幼少之時分候条、為其両三人如此申入候、巨細能美源藏人方可被申入候、仍為後日状如件、

三宅左京進

永禄二年 信友（花押）

二月吉日 同主計助

宗勝（花押）

同石見守

宗善（花押）

白岩殿

まいる⁽³⁾

この史料は永禄四年(一五六一)二月、三宅宗善ら三人が白岩氏に對して申入れを行ったものであり、内容は次のようになる。永禄四年(一五六一)、但馬国は炎天下に見舞われたため、三宅氏は八木荘内の万久里に新井を作った。三宅氏は、養父市八鹿町内に「三宅」の地名があることから、その地を本拠とする在地領主であると考えられる。ところが、この新井は、白岩氏が知行する田畠の溝を壊してしまったようにトラブルとなった。三宅氏らはいろいろと交渉を行ったが、結局和解をすることができず、能美源藏人なる人物が仲裁に入った。能美源藏人の提案は、田地を交換するというもので、三宅氏も了解の意を示した。三宅氏が交換する土地は、和多田の地であり、ちょうど八木川を挟んで万久里の対岸に位置した。斗代は七升五合、作人は和多田村の孫左衛門尉である。

三宅氏は土地を交換するにあたって、白岩氏とある契約を交わしている。それは、万が一新しい土地で水害や干害によって損失が生じた場合は、苦情を申し入れるということであった。この旨は、当主である亀寿丸が幼少であるため、その配下にある連署者の三宅宗善ら三名が申し入れるとある。使者に立ったのは、仲裁役を務めた能美源藏人であった。これは三宅氏のような在地領主が家中を形成していることをうかがわせ、同時に領主間交渉にあたった貴重な事例と言える。

本来土地をめぐる紛争は、但馬国を治める山名氏法廷に持ち込まれる性格のものかもしれない。しかし、この事例に見られるとおり、三宅氏は能美源藏人という仲裁役を介することにより、土地を交換するという方法によって和解を行った。但馬国では類例が少ないものの、

「中人制」という在地慣行が存在したものとしてみ興味深く、但馬国内に広範に存在した可能性をうかがわせる。同時に、在地領主が灌漑・水利に積極的に関与していることが判明し、惣村の存在を認めることができよう。

以上のように乏しい史料であるが、「白岩文書」からは寺社領が複雑な領有関係を示していたこと、また領主間における紛争時の解決方法を知ることができるのである。

(2) 大浜荘の事例

この項では、もう少し他の事例によって、但馬国の在地状況を確認したい。それが「佐伯文書」に見る垣屋氏と大浜荘の事例である。次に、史料を掲出する。

永代売渡候大浜庄地頭分内稗田之事

合諸新田者 但堺ハ北ハ船津路也、

西ハ本田・大汗ナリ、

南ハ境川ナリ、

東ハ草際ナリ、

右彼下地者、雖為此方知行分、氣比庄御賄方米錢之調依難成、限永代現米四拾五石佐伯孫左衛門殿ニ売渡申候処明鏡也、為公用米式石宛毎年此方へ被相渡、未代可有知行候、但於此下地者、諸役・諸公事不可在之候、并用水之懸引・普請等之時、土之取場不可有異儀候、然上者於子々孫々違乱煩申事不可有之候、万一菟〔角〕腕カ申輩出来候者、任此證文旨、被申分、永代可有知行

候、仍為後日売券状如件、

元龜二年辛未六月二日

越中守

孝統(垣屋) (花押)

下野入道

宗現(垣屋) (花押)

佐伯まこさへ(孫左衛門殿)のへ(印)

元龜二年(一五七一)、垣屋宗現・同孝統は大浜荘地頭分稗田に加え、開発した新田を佐伯孫左衛門に四五石で売り渡した。大浜荘は、豊岡市江野を含む広大な荘園である。垣屋氏は、山名氏の重臣垣屋氏の一族であった。佐伯氏に関しては残念ながら不明であるが、付近の有力な在地領主であったと考えられる。荘園支配の実効性が薄れるこの時代にあつて、未だ地頭分という表記があるので、荘園諸職に基づき土地売買が行われていたことがわかる。垣屋氏がこの地を売り渡した理由は、近隣の氣比荘の「賄方米銭」を用立てることができないからであった。しかし、売り渡すに際しては、一つ条件があつた。

その条件とは、毎年公用米として、二石を垣屋氏に収めるといふことである。公用米の性格に関しては不明であるが、本来の意味とは異なり、垣屋氏に対する一種の年貢のようなものであろう。つまり、垣屋氏は大浜荘地頭分稗田などを佐伯氏に売り渡し、一時的に四五石を得たが、それ以外に毎年二石の得分を得ることとなつたのである。この売却益をもって、氣比荘の米銭を用立てたのである。しかし、これ以外の諸役・諸公事は免除され、用水の懸け引きや普請をして土の取り場にも何ら制約が課せられていなかった。

この時期と前後して、垣屋氏は新田開発を行つていたと推測されるが、これらを売却する場合は自らが得分を得られるように条件をつけていたのであろう。その見返りではないが、諸役・諸公事を免除したのである。垣屋氏は在地領主に自領を売却し、その得分を得ることによって、経済基盤を安定化させたと考えられよう。そして、垣屋氏が氣比荘を領していたことも注目される。氣比荘は日本海に面した円山川河口部に位置した荘園で、交通の要衝地であつた。垣屋氏は流通経済や漁業を掌握することによって、自らの権力基盤・経済基盤を形成したと考えられるのである。

(3) 楽前荘の事例

次に、「垣屋文書」によつて、段銭賦課の状況を確認することとしたい。この史料群は、本来垣屋氏のもとにあつたと考えられるが、垣屋氏自身の関係史料がほとんど残っていない。むしろ垣屋氏の重臣であつた、安田氏関係の史料が大半を占めている⁽¹⁾。

安田氏の根本所領の一つに、楽前南荘(豊岡市日高町)がある。同荘は応安七年(一三七四)、安田信義に与えられたことが知られ、応永九年(一四〇二)にも山名氏から安堵されたことを確認することができる⁽²⁾。嘉吉元年(一四四一)の安田統貞の讓状によると、実子がないため千代王丸に「楽前南庄西方地頭職并大井料田等」を讓つている⁽³⁾。この中の大井料田は、国衙領である日置符中郷(豊岡市日高町)の五反分を示している。このように楽前南荘西方は、安田氏の重要な根本所領であつた。

安田氏が段銭の給与を受けていたことは、明応四年(一四九五)の「楽前南庄段銭注文案」によって知ることができ¹⁴⁾。楽前南庄のうち、安田千松丸の所領は「北分」と「知見分」であった。北分は三町六反九五歩あったが、「久無田」という理由により、六反九五歩が控除されている。残った三町には、「二百とほりの反銭」が賦課され、六貫文となっている。「二百とほり」というのは、一反につき二〇〇文の段銭が課せられるという意味である。この場合は、三町〓三〇反に二〇〇文をかけると六〇〇〇文になり、これを貫に換算すると六貫文となる。

同じく知見分は二町四反六三步のうち、「明禪寺殿」分の七反が控除された(明禪寺殿は不明)。残りの一町七反六三步には、やはり「二百とほりの反銭」が賦課され、三貫四二〇文となっている。これに北分が加わって九貫四二〇文となるが、さらに楽前南庄東方を領した国屋氏の分から一〇貫五七七分が加算され、計二〇貫文となった。なぜこのように加算されたのかは判然としない。以上の段銭は、毎年安田氏に給与されることとなった¹⁵⁾。ところが、本領の四町七反六三步には「百とほりの反銭」が賦課され、太田垣氏の代官安富氏と河越氏の代官某小五郎によって明応三年分が徴収された。

この「楽前南庄段銭注文案」には、冒頭に「毎年段銭切符請取候」とあるように、安田氏に段銭徴収の権利があった。したがって、山名氏は安田氏に段銭知行権を認めるとともに、その領内で徴収された段銭については、一定の割合(この場合は一反につき一〇〇文)で収めさせていたのである。しかし、年末詳ながら、安田千松丸は父続貞が

合戦で討ち死にしたことに伴い、垣屋続成から新給として大浜庄領家半分が給与された¹⁶⁾。史料に「但段銭・諸公事免之」とあるように、段銭・諸公事は免除されている。この場合は、安田氏が楽前南庄のように、段銭などを山名氏に収める必要はなかったと解するべきであり、段銭知行権を確保したとみなしてよいであろう。

(4) 三方氏の事例

次に、「名」内の田地が売り渡された場合の段銭の扱いを確認しておきたい。

伊津二郎四郎方知行分内ちかきよ・正恒名之内、田地三段作色^(職)之事、其へ永代売渡申され候、然者御本年貢九百文、毎年公方へ御沙汰候て、御知行あるへく候、并段銭之事、円方房御沙汰可有候、万一本名主^(違乱)いら^(違乱)候者、本名共二公方へ申沙汰^(細候)渡可申候、殊^(契約)二けいやくの子^(相違)問、末代さおいあるましく候、為私のそへ状、進之候、恐々謹言、

公文 岩崎

文明十四^壬年十一月七日 実元(花押)

(宛名欠く)¹⁷⁾

この文明十四年(一四八二)の公文である岩崎氏の副状によって、伊津二郎四郎の知行分である「ちかきよ」・正垣名内の田地三反の作職が某に売り渡されたことがわかる。名の売買では、公文が関わっていたのである。なお、この史料には宛名が欠けているものの、三方氏と考えてよいであろう。「ちかきよ」・正垣名の所在については、不

明である。

三方氏は耕作権（作職）を獲得したのであるが、本年貢九〇〇文は公方（山名氏）に収めなくてはならなかった。そして、段銭に關しては、円方房が沙汰するところとなった。この場合、三方氏は耕作権を獲得することにより、得分を得ていたが、段銭知行権は認められなかったと見るべきであろう。なお、「本名主」が万が一違乱に及んだ場合は、「本名」ともに訴訟の対象になると記されている。つまり、「ちかきよ」・正垣名は、脇名だったのである。

先述の安田氏の場合は、段銭知行権を認められ、その一部を山名氏に納入していた。しかし、三方氏は認められず、作職に基づく得分の獲得に止まっていたのである。

(5) 祐徳寺の事例

段銭の件について、寺領のケースを確認しておきたい。対象となるのは、臨濟宗祐徳寺（兵庫県養父市）の事例である。¹⁸最初に、史料を掲出する。

祐徳寺領所々并諸公事・臨時課役免除等之事、任宗源院殿御判旨、

当知行不可有相違候也、恐々謹言、

七月五日

祐徳寺住持

誠豊（花押）

この史料は、山名誠豊が祐徳寺領の諸公事・臨時課役を免除したものである。山名政豊の御判で既に認められたようであるが、残念ながら政豊の御判は残っていない。これを敷衍して、太田垣又次郎が副状

を祐徳寺の侍者に発給している。²⁰この太田垣又次郎の副状には「所々寄進の方へも可被仰分者也」と記されている。つまり、祐徳寺に寄進されたものについても、諸公事・臨時課役免除の特権を受けるということである。

翌大永三年（一五二三）、太田垣右馬允は父宗之のため、祐徳寺に寺領の公用段銭を寄進している。²¹そして、お礼として五〇〇疋を受け取り、以後における段銭の知行を保証している。段銭寄進とは、本来課されるべき公用段銭を免除し、それを寄進するという形式のものである。このあとも太田垣氏は、段銭寄進を行うこととなる。

翌年の大永四年（一五二四）の史料によると、祐徳寺に寄進された公用段銭は、田地にして一町九反分であり、その名目は「珍室位牌所」というものであったことが判明する。²²「珍室」について不明であるが、太田垣氏の先祖であることは疑いなく、残っている史料を考慮すれば、太田垣右馬允の可能性が高い。つまり、太田垣氏は田地一町九反を祐徳寺に寄進し、祐徳寺は先年からの諸公事・臨時課役の免除も引き続き獲得したのである。

では、諸公事・臨時課役の免除と段銭寄進とは、命じる主体にどのような違いがあったのであろうか。大永六年十一月二十二日に発給された太田垣朝説の副状には、「祐徳寺領臨時課役之事、御屋形様任御書、不可有別儀候」とある。²³この部分を見る限り、太田垣氏は当主である山名誠豊の御書にしたがって、臨時課役免除の副状を発給していることがわかる。つまり、臨時課役の免除権は、山名氏の掌中にあったのである。ところが、同日付で発給された太田垣朝説の段銭寄進

状には、「祐徳寺領公用段銭之事、田数壹町玖段之分、任珍室寄進状旨、不可有相違候」とあるように、公用段銭の寄進権は太田垣氏が掌握していたことがわかる。ともに、代替わりに伴って発給された文書ではあるが、諸公事・臨時課役の免除と段銭寄進とでは、山名氏と太田垣氏がそれぞれ権限を保持していたのである。

しかし、後世になると、次の史料を確認できる。

祐徳寺領田数之事、新庄分内壹町七段・下司分之内貳段、都合壹町九段、年貢・段銭并諸公事・臨時課役等免除之事、代々被任判形之旨、聊領掌不可有相違候、仍「為」脱カ後日之状如件、

天文拾貳年

太田垣与十郎

十一月廿一日

朝頼(花押)

祐徳寺当住

祐蔵主 侍者御中²⁵⁾

この史料によると、太田垣氏は祐徳寺領新庄分の一町九反について、代々の判形の旨に任せ、年貢・段銭・諸公事・臨時課役等の免除を伝えていた。この一町九反は、先に太田垣氏が公用段銭を寄進した面積と一致する。しかも、免除内容である年貢・段銭・諸公事・臨時課役等は、既に代々の免除を受けていたことがわかる。この場合の代々とは、太田垣氏を指すと考えてよい。新庄は太田垣氏が寄進した土地であり、同時にさまざまな免除権を与えているのである。その証左として、ほぼ同時期に発給されたと考えられる山名祐豊の免除状には、山名祐豊の判形に基づき、祐徳寺領の諸公事・臨時課役の免除に止まっている²⁶⁾。段銭に関しては、全く触れていないのである。

つまり、山名氏は本来の祐徳寺領について諸公事・臨時課役の免除権を有していたが、太田垣氏は段銭について免除権(あるいは知行権)を保持していた。そのことは、太田垣氏が段銭知行権を有していたことを意味する。大永年間の史料には特に明示されていないが、おそらくその段階において、初めて祐徳寺は事実上の段銭免除を太田垣氏から獲得し、太田垣氏は段銭免除⇨公用段銭の寄進という形で実現したものと推測される。

(6) 山本氏の事例

段銭以外の例も確認しておきたい。次に、史料を掲出する。

其事、以結衆次儀、別ニ可致奉公之由候之間、小代庄之内カンスイ名事、至地利本役、為給分相計候、全可有知行候也、恐々謹言、

永正元

十二月十九日

^(太田垣)
俊朝(花押)

山本八郎兵衛尉殿²⁷⁾

永正元年(一五〇四)、太田垣俊朝は小代庄の内カンスイ名を山本八郎兵衛尉に給与した。小代庄は現在の兵庫県香美町に所在し、かつては長講堂領として知られている。山本氏は、山名氏の守護代である太田垣氏の配下にあつた在地領主である。カンスイ名の内山本氏に給与されたのは、地利・本役であつた。つまり、本年貢と地主得分を含めたものであり、太田垣氏はカンスイ名を自領として保持していたと考えられる。諸公事については、山本氏に負担が強いられただけではないだろう。

また、永正三年（一五〇六）には、同じく太田垣俊朝が山本新五郎に対して、小代荘内の多田宮・吉滝神主職と国次谷・千力谷代官職が給与された。このとき、公事（夫役など）については沙汰することを申し付けられているが、所務（年貢）に関しては翌年から知行するように、と指示されている。²⁸この場合もカンスイ名と同様に、地利・本役は給与されるものの、諸公事の負担を求められたのであろう。

このように、多様な形式によって知行宛行が行われたのは、この地に支配を展開していた太田垣氏の権力と決して無縁ではなかったと考えられる。翌永正四年（一五〇七）、太田垣胤朝は山本鍋法師に対して、一族と考えられる山本三左衛門尉跡を闕所として給与した。²⁹つまり、小代荘は太田垣氏の自領であったことは間違いない、それゆえに山本氏に対する給与の内容を決定し得たのであろう。その際、諸公事以外の地利・本役が山本氏へ給与されたことを確認することができ、山本氏はそれらを得分として経済基盤としたのである。

三 「日光院文書」の寄進状・売券をめぐる

この節では、「日光院文書」に収録された寄進状または売券などを中心に検討することとしたい。日光院は、養父市八鹿町石原に所在する真言宗寺院である。そして、中心として取り上げるのは小佐郷である。小佐郷も養父市八鹿町小佐に所在した荘園であり、日光院にも近い距離にあった。小佐郷は、かつて南禅寺領であったことが知られている。次に、関係する史料を掲出する。

宛行

小佐郷国衙三分一長重名事

合巻町巻反小

右件名田者、馬瀬治部永代宛行処也、於向後、若彼名田有至違乱妨輩者、為公方、別段可処罪科者也、仍為後日、宛行所状如件、

明徳四年癸酉三月廿七日

給主齋藤兵庫

（花押³⁰）

この史料では、荘務を任された齋藤兵庫が「小佐郷国衙三分一」のうち「長重名」を馬瀬治部に永代にわたって宛行つたことを示している。この名田に違乱を働く者がいた場合は、罪科に処すと記されている。このように、小佐郷では給主が名田を宛行い、年貢の徴収に携わっていたことを確認できる。馬瀬氏の詳細に関しては不明であるが、武士身分でありながらも農業に従事していたと考えられる。³¹

むろん、同様のケースは、他にも見られるところである。応永十四年（一四〇七）二月には、荘主である常円が相国寺常徳院御領である恒富名・石原之名の名畠を石原弥五郎に宛行つた。³²史料中に「任先例備御年貢、更莫令未進懈怠」とあるように、年貢の確実な納入を促している。石原氏は小佐郷付近に「石原」という地名があることから、同地を出身とする在地領主層の者と考えられる。また永享四年（一四三二）九月には、荘主正税が小佐郷恒富名花森の中から間人給として、「平畠巻反半屋敷分」を日光坊に給与している。³³ただし、日光坊の負担は、桑代の一貫二〇〇文と年貢・公事へと及んだ。先の給主の例を含めて、小佐郷では給主・荘主が名田・名畠・名主職を耕作者に宛行

い、その中から年貢・公事を徴収してことが判明するのである。³⁴⁾

文明三年(一四七一)、大塚統正・斎藤統辰の二人は、八太荘四分の一段銭(田数・五町一反半)を日光院の灯明料として寄進していたが、有名無実になったので小佐郷国衙三分一をもつて立て替えることとした。³⁵⁾「但馬国太田文」によると、八太荘(新温泉町)は鎌倉時代後期には二五町九反半の面積を誇っていた。³⁶⁾「畑荘」とも称される。

当時は新熊野および歓喜寿院領であつたが、十五世紀の後半ともなると、実態がなかつたのであろう。一方の小佐郷は、「但馬国太田文」によると一一七町七反二五二分とあることから、実に八太荘の四倍強の面積を誇っていた。大塚・斎藤両氏の発給文書を見る限り、当主である山名氏の意を奉じたような形跡が見当たらない。

翌文明四年(一四七二)になると、守護代垣屋宗忠の判物が発給されている。³⁷⁾その内容を簡条書きすると、次のようになる。

①畑(八太) 荘四分一の田数・五町一反半の段銭は、永享年間から山名時熙が妙見社に寄進していたが、近年成敗に応じることなく有名無実となつていた。

②①の事情から、小佐郷国衙三分一の田数・五町一反半の段銭をもつて寄進する。

このように前年に行われた措置が、守護代垣屋氏によって裏付けられたのである。同時に、某俊正が副状を発給しており、日光坊に敷衍して伝えている。³⁸⁾垣屋氏による安堵は以後も続けられ、山名時熙の先例を踏まえつつ、段銭知行権を行使していたことを確認できる。³⁹⁾垣屋氏は在京する守護山名政豊に代わり、段銭知行権を行使していたので

ある。

次に取り上げるのは、福富氏の事例である。福富氏に関しては知るところが少ないが、現在の美方郡新温泉町に福富という地名があることから、同地を基盤とする在地領主であつたと考えられる。「日光院文書」における福富氏の初見史料は、長享二年(一四八八)における福富忠順の寄進状がある。⁴⁰⁾この寄進状によると、福富氏は小佐郷福富のうちの田地三段を妙見別当に寄進している。福富氏は小佐郷恒富の中に、柴田名と住吉名を所持していることがわかり、その年貢を寄進しているのである(人夫・諸公事は免除)⁴¹⁾。翌年になるが、その内訳を示す史料も残されている。⁴²⁾

そこから少々時間を経るが、福富忠順の子孫と考えられる貞数が次の文書を発給している。

妙見御寄進(小佐郷カ) 国衙参分壹方田数内五町壹段半臨時反銭事、如

先々可有御社納上者、催促可致心得候、恐々謹言、

永正九

福富左衛門次郎

九月廿八日

貞数(花押)

日光坊

進覧候⁴³⁾

この史料によると、貞数は小佐郷三分一の五町壹段半分の臨時段銭を寄進していることがわかる。これは、註(39)史料と同じく、段銭を寄進したものである。そして、全くの同日に、貞数は気多郡内の西懸徳久名の臨時段銭を免除し、日光坊に納めていることを確認することができる。⁴⁴⁾さらに、永正十三年(一五一六)になって、定数の後継

者と思しき貞恒は、小佐郷恒富のうち田一反を日光坊に寄進している⁴⁵。福富氏は太田垣氏や垣屋氏のような守護代クラスの領主ではないが、当該地域に影響力を持つ領主として登場するのである。

次に、竹貫氏の事例を確認しておきたい。関連史料としては、次のものがある。

奉寄附 妙見御社

但馬国小佐二分方之内名主職事

合半名者 但坪付別番在之、

右、奉寄附所実也、本名主石堂刑部并山根浄円方沽券・坪付相副渡申候、有有限年貢・段銭・諸公事以下、如先々被仰付、末代可有御知行候、万一子孫・他人違乱煩之輩出来之時者、任寄進状之旨、為公方御沙汰可被行罪科者也、仍寄進状如件、

永正八

竹貫右京進

八月五日

高次（花押）

日光坊

参⁴⁶

この史料は、竹貫高次が小佐郷内の名主職を寄進したものである。寄進に際しては、本名主である石堂刑部と山根浄円の沽券・坪付を副えて寄進している。そして、寄進されたのは、「年貢・段銭・諸公事」であった。ちなみに史料中の山根浄円に関しては、関連史料がある⁴⁷。

註(47)史料によると、この坪付は山根浄円が作成したものであり、浄円自身も二分分の耕作を行っていた。また、子息と思しき山根弥太郎の名前が見え、新開地を切り開いたことを確認できる。つまり、山根

氏は領主でありながらも、農業に従事していたのである。

竹貫氏は、以後も同様に寄進を行っている。翌永正九年（一五一二）、竹貫氏は小佐郷内の野宇地名の田一反を日光坊に寄進した⁴⁸。このときも、高田家頼の沽券状を副えて、寄進したことがわかる。史料中に「惣名田職我々相拘候事、幸儀候」とあるように、竹貫氏は野宇地名の年貢を取りまとめて、納入する立場にあったことが判明する。さらに、竹貫氏の寄進状には、副状が添付された⁴⁹。副状には、註(48)史料に「大和守真恒袖判」を申し出、また「永正二年竹貫右京進方算用状」を副えることが記されている。「大和守真恒」については不明であるが、竹貫氏の上級領主または寄進状の内容を保証する領主であったと推測される。「永正二年竹貫右京進方算用状」は残っていないが、竹貫氏が野宇地名の年貢納入状況などを把握していたことがわかる。

ところで、竹貫氏に関しては、関連する史料がある。大永四年（一五二四）、黒坂貞信が日光院に対して寄進状を発給しているが、その中に竹貫高次の名前を見出すことができる⁵⁰。黒坂氏は小佐郷恒富内の田地を寄進しているが、それは竹貫氏の買徳地であった。貞信は何らかの縁で竹貫氏の買徳地とかかわり、地利分六斗を永代寄進しているのである。そして、史料中に「為小作仕来候之間」とあることから、黒坂氏が小作を命じており、それゆえ諸役の負担がないと記されている。関連する史料によると、黒坂氏が寄進した地利分の内訳は、豊後守の地利分三斗と谷四郎右衛門尉の地利分三斗であった⁵¹。もし、両人が無沙汰をした場合は、作職を改易して別人に仰せ付けるとある。

つまり、黒坂氏は土地を集積するとともに、耕作権を与えうる領主であつたことがわかる。

ところで、段銭の寄進に際しては、守護山名氏の許可を事前に受ける必要があつた。次に、史料を掲出する。

為給分相計候判形之内、小佐三分一方臨時段銭事、妙見致寄進之

由、得其意候、於末代、聊不可有相違候也、恐々謹言、

卯月廿六日 (享祿五年) 祐豊(山名)(花押)

秋庭伊賀守殿 (朝典)

この史料によると、祐豊は秋庭氏に対し、給分として小佐郷三分一方の臨時段銭を給与していた。しかし、秋庭氏の申し出によって、給与した臨時段銭を日光院に寄進することを認めているのである。秋庭氏宛の文書が「日光院文書」に含まれた理由は、関連史料によつて判明する。翌月、秋庭氏は当知行していた小佐郷三分一方の臨時段銭を、鐘樓堂造営と「私現世安穩、後生善処」を祈念して日光院に寄進した⁵³⁾。その際、秋庭氏は「御屋形様御判」と「垣屋殿遵行状」を副えて提出しているのである。こうした一連の事実から、当主山名氏から与えられた給分に関しては、勝手に処分してはならず、当主として山名氏家臣の許可が必要であつた。秋庭氏の臨時段銭が寄進されたことは、再度大塚氏から日光院に報告されている⁵⁴⁾。

以上のように、但馬国日光院においては、垣屋氏などの山名氏重臣をはじめ、在地領主クラスに至るまでが、さまざまな形で寄進を行っていることが判明する。その中でも、在地領主クラスまでもが段銭知行権を有し、寄進していたことは興味深い点である。

四 むすびにかえて

これまで述べてきたことは、断片的な史料の分析による事例の紹介に止まっている感もあるが、論点が多岐に亘つたため簡略にまとめておきたい。

①但馬国の在地領主は自領を保持し、新田開発や灌漑や水利の整備、堤の普請などを積極的に行つていた。また、紛争に際しては山名氏法廷でなく、中人制による解決が行われるという在地慣行が存在していたことを確認できる。同時に在地領主は、判物を発給する自立した権力を保持していた。

②但馬国の在地領主の中には、段銭知行権を認められた場合もあつた。段銭知行権を認められた在地領主は、段銭を寺社に寄進するなどしていた。段銭知行権を持つていたのは、従来指摘されていた太田垣氏に止まらないことを指摘することができる。ただし、年貢、公事、諸役に関しては、守護山名氏の専権事項であつた。この他、在地領主は本役・地利を得ていたことを指摘した。

③日光院の事例では、給主・荘主が名田・名畠・名主職を耕作者に宛行い、年貢・公事を徴収していた。また、日光院領は在地領主層からの寄進によつて成り立つており、その内訳の多くが段銭であつた。十六世紀に至ると、黒坂氏のように土地を集積し、百姓に耕作権を与える者も確認できた。

このように、山名氏領国には多くの在地領主が存在し、在地支配を展開した。在地領主は本役・地利分を取得するとともに、多くは山名

氏から段銭知行権を得ていたと推測される。そして、段銭は寺社などに寄進された。山名氏の公権力としての存在は、いうまでもなく在地領主層が基盤である。その在地領主層からの支持を得るには、経済的な権利として段銭知行権の付与が必要であった。山名氏は中世的かつ重層的な土地支配の中で、荘園諸職に基づいた知行体系を維持し、段銭知行権の付与を支配の大きな柱としたのである。

いささか関連史料の乏しさは拭いきれないが、さらに関係史料を博搜し、当該期の在地構造を明らかにしたいと考える。

〔注〕

(1) 但馬国の中世史料は、『兵庫県史』史料編中世三を中心に、県外史料も含めてほぼ網羅された。しかし、但馬国の中世史研究は、あまり進んでいない。史料の問題もあるが、但馬地方に関心を持つ研究者の少なさも影響している。

山名氏の研究状況については、拙著『中世後期山名氏の研究』（日本史料研究会、二〇〇九）の序を参照のこと。以後の山名氏研究としては、稲垣翔「播磨国における山名氏権力の地域支配構造―郡単位の統治機構に注目して―」（『年報中世史研究』三五号、二〇一〇）、同「播磨国における山名氏権力の段銭収取構造」（『ヒストリア』二二四号、二〇一一）、拙稿「戦国期山名氏と寺社に関する一考察」（阿部猛編『中世政治史の研究』日本史料研究会、二〇一〇）がある。しかし、現在も但馬国における山名氏を取り上げたものは少なく、今後の課題といえる。

なお、本稿に関連して、拙著『中世後期山名氏の研究』収録の次の拙稿を併せて参照いただけると幸いである。

- ① 「戦国期山名氏権力と守護代」。
- ② 「戦国期山名氏の発給文書について」。
- ③ 「戦国期における内書と副状―但馬国山名氏の事例を中心に―」。

(2) 但馬国の荘園研究に関しては、山根辰治「水谷庄について」（『歴史地理』七八巻六号、一九四一）、大山喬平「平安末期の但馬国温泉荘」（『兵庫県の歴史』四号、一九七〇）などがあるに過ぎない。なお、但馬国における荘園の全体像は、太田順三「但馬国」（網野善彦他編『講座日本荘園史』近畿地方の荘園Ⅲ 吉川弘文館、二〇〇一）が詳しい。

(3) 「白岩文書」解説（『兵庫県史』史料編中世三）。現在、大樹院、万松庵は山名氏有縁の寺院であり、後述する八木荘（養父市八鹿町）内に所在したと考えられる。

(4) 応永三十三年四月五日沙弥宗恵田地寄進状写（「白岩文書」二号、『兵庫県史』史料編中世三）。

(5) 応永三十三年四月五日沙弥宗恵田地寄進坪付注文写（「白岩文書」三号、『兵庫県史』史料編中世三）。

(6) 年未詳九月二十七日白岩正元田地寄進状写（「白岩文書」四号、『兵庫県史』史料編中世三）。

(7) 延徳二年万松庵領注文（「白岩文書」六号、『兵庫県史』史料編中世三）。

(8) 永禄四年二月吉日三宅宗善等連署契状（「白岩文書」七号、『兵庫県史』史料編中世三）。

(9) 能美源蔵人は、中人であったと考えられる。中人制とは公的な裁判に拠らず、中人と呼ばれる第三者に解決を委ね、調停を行うことである。中人制に関しては、勝俣鎮夫「戦国法」（同『戦国法成立史論』東京大学出版会、一九七九）を参照。初出は、『岩波講座日本歴史 中世二』岩波書店（一九七六）。

なお、のちの史料になるが、能美氏については年未詳十月十四日能美賀承書状（「日光院文書」一二九号、『兵庫県史』史料編中世三）がある。同史料によると、能美氏は日光院へ寄進していることを確認できる。おそらく能美源蔵人と能美賀承とは、血縁が連なる同族であろう。

(10) 元亀二年六月二日垣屋宗現・同孝統田地永代売渡状（「佐伯文書」一

- 号『兵庫県史』史料編中世三)。
- (11) 『垣谷文書』解説(『兵庫県史』史料編中世三)。五号『兵庫県史』応安七年十二月廿一日沙弥某遵行状(『垣谷文書』七号『兵庫県史』史料編中世三)、応永九年八月日山名時熙書下案(『垣谷文書』七号『兵庫県史』史料編中世三)。なお、前者では「楽前南庄半分内参分号」となっており、後者は「楽前南庄地頭職西方内参分号北分」とある。後述するとおり、楽前南庄には北分と知見分がある。
- 太田註(2) 論文によると、楽前荘は弘安八年(二二八五)の段階で、南荘と北荘に分かれていたと指摘されており、下地中分によって「地頭方二十四町余」と「領家方二十四町余」に折半されていたという(但馬国太田文「帝釈寺文書」一号『兵庫県史』史料編中世三)。
- (13) 嘉吉元年六月日安田統貞本領讓状案(『垣谷文書』九号『兵庫県史』史料編中世三)。
- (14) 明応四年八月九日楽前南庄段銭注文案(『垣谷文書』一〇号『兵庫県史』史料編中世三)。実際に対象となったのは、明応三年分である。
- (15) 明応四年十一月廿一日山名政豊判物案(『垣谷文書』一一号『兵庫県史』史料編中世三)によると、「但馬国楽々前南庄北分・同庄知見分・同井田分并段銭方切符式拾貫文」とあり、改めて山名氏によって安堵されたことがわかる。
- (16) 年未詳十二月十七日垣屋統成感状案(『垣谷文書』一二号『兵庫県史』史料編中世三)。
- (17) 文明十四年十一月七日公文岩崎実元副状(『三方文書』二号『兵庫県史』史料編中世三)。この史料が副状であることから、本来売券があったものと推測される。
- (18) 以下、太田垣氏の保持した段銭知行権については、宿南保「但馬山名氏と垣屋・太田垣両守護代家―垣屋・太田垣両氏の系譜究明から迫る―」(石井進編『中世の村と流通』吉川弘文館、一九九二)が「祐徳寺文書」における事例を検討している。祐徳寺に關しては、太田順三「中世禅院の創設をめぐって―但馬国養父郡定教山祐徳禅寺の場合―」(『専修史学』二九号、一九九八)がある。
- (19) (大永二年)七月五日山名誠豊判物(『祐徳寺文書』一号『兵庫県史』史料編中世三)。
- (20) 大永二年七月七日太田垣又次郎副状(『祐徳寺文書』二号『兵庫県史』史料編中世三)。太田垣又次郎の美名は不明である。
- (21) 大永三年六月十七日太田垣右馬允段銭寄進状(『祐徳寺文書』三号『兵庫県史』史料編中世三)。
- (22) 大永四年七月二十八日太田垣久朝段銭寄進状案(『祐徳寺文書』四号『兵庫県史』史料編中世三)。「兵庫県史」史料編中世三では「田地寄進状」とするが、厳密には田地に賦課された段銭を寄進するので、「段銭寄進状」が正しい。
- (23) 大永六年十一月二十二日太田垣朝説副状(『祐徳寺文書』六号『兵庫県史』史料編中世三)。
- (24) 大永六年十一月二十二日太田垣朝説寄進状(『祐徳寺文書』七号『兵庫県史』史料編中世三)。
- (25) 天文十二年十一月二十一日太田垣朝頼免除状(『祐徳寺文書』一一号『兵庫県史』史料編中世三)。
- (26) 年未詳二月廿三日山名誠豊免除状(『祐徳寺文書』一二号『兵庫県史』史料編中世三)。この史料は年未詳であるが、おおむね天文末期のものと考えてよいであろう。
- (27) 永正元年十二月十九日太田垣俊朝宛行状(『山本文書』一号『兵庫県史』史料編中世三)。
- (28) 永正三年九月十四日太田垣俊朝宛行状(『山本文書』二号『兵庫県史』史料編中世三)。
- (29) 永正四年十二月三日太田垣胤朝宛行状(『山本文書』三号『兵庫県史』史料編中世三)。なお、天文二十年十二月十三日上垣清成判物(『山本文書』三号『兵庫県史』史料編中世三)によると、「井上給所并両段銭」が山本主計助に給与されており、同時に太田垣氏に対する奉公が求められている。このように、太田垣氏は新地を宛行い、領主層の掌握を行ったと考えられる。なお、上垣氏は太田垣氏の有

力な被官人である。

- (30) 明徳四年三月二十七日給主斎藤兵庫名田宛行状(「日光院文書」一三三号『兵庫県史』史料編中世三)。この史料中に「小佐郷国衙三分一」とあるが、宝徳三年二月十九日下村光信田地寄進状(「日光院文書」二三号『兵庫県史』史料編中世三)には「小佐郷国衙三分二」のうち「正守名」一反を寄進したとの記述がある。したがって、小佐郷国衙は「三分一」と「三分二」の地域に分かれていたのである。同郷は、国衙領であったといえる。なお、「小佐郷国衙三分二」という記述は、以降の史料にも見える。

- (31) 応永三十五年二月十七日莊主梵剛下地宛行状(「日光院文書」一七号『兵庫県史』史料編中世三)によると、莊主梵剛が小佐郷の中から妙見社に対して、下地の作職分の寄進を行っている。そして、「若馬瀬方菟角申子細者、以此状、於寺家可有対決者也」とあり、馬瀬氏が小佐郷における有力な存在であったことをうかがわせる。

- (32) 応永十四年二月九日莊主常円名島宛行状(「日光院文書」一四号『兵庫県史』史料編中世三)。

- (33) 永享四年九月十六日莊主正税間人給宛行状(「日光院文書」一九号『兵庫県史』史料編中世三)。

- (34) 莊主が名主職を宛行った例を一つ紹介しておきたい。長祿三年十二月二十六日莊主良孝名主職宛行状(「日光院文書」二五号『兵庫県史』史料編中世三)は、小佐郷石原の大島名(相国寺常德院領)を日光坊に宛行っている。史料の内容によると、大島名は黒口村の水垣与二郎が知行していたが、年貢・公事を納入しなくなったため解任し、無主の状態になっていた。そこで、日光坊を名主職に補任し、年貢・公事を滞りなく納入するように命じているのである。

ちなみに、嘉吉元年十月二十六日水垣入道代官四郎次郎文書借用状(「日光院文書」二二号『兵庫県史』史料編中世三)によると、大谷の正慶なる人物が代銭二十貫文の代わりとして、水垣入道に文書を質として預けていた。その文書とは、小佐郷恒富のうちの「大島名」「むく本名」の権利を示すものであり、もし借物(二十貫文)の

返済ができない場合は二つの名田を差し押さえるというものである。この水垣入道と先の水垣与二郎は一族と考えられ、同地において金融業に携わり、土地集積を図っていたと推測される。なお、この大島名については、応仁二年六月九日田公豊職名主職安堵状(「日光院文書」二七号『兵庫県史』史料編中世三)によって、日光院に安堵されている。

もう一つ、借用状の例を掲出しておきたい。文明六年十二月二十四日権律師珍盛住吉名寄進状(「日光院文書」三八号『兵庫県史』史料編中世三)によると、珍盛なる人物が住吉名(名主職を保持)を当知行しており、庄司大夫に預け置いていたが、庄司大夫から讓渡を申し入れられたようである。珍盛が住吉名を当知行していた根拠は、借状であった。おそらく珍盛は庄司大夫に銭を貸し付け、その代わりに住吉名の知行権を借状によって得ていたのである。住吉名は珍盛から日光坊へ寄進されており、同時に借状も渡されていた。結局、借状は珍盛が病氣の際に紛失していたが、渡状をもって公方(山名氏)へ訴え、庄司大夫の違乱が収まるところとなった。珍盛も金融業に携わり、土地集積を図った人物であると推測される。

- (35) 文明三年八月十四日大塚統正・斎藤統辰折紙(「日光院文書」二八号『兵庫県史』史料編中世三)。永正十六年七月二十七日斎藤成辰段銭寄進状(「日光院文書」八九号『兵庫県史』史料編中世三)によると、子孫と思しき斎藤成辰が気多郡内の西下徳久名を日光院に寄進している。

- (36) 「但馬国太田文」(「帝釈寺文書」一号『兵庫県史』史料編中世三)。

- (37) 文明四年二月二十一日垣屋宗忠判物(「日光院文書」三三号『兵庫県史』史料編中世三)。

- (38) (文明四年)二月二十三日某俊正副状(「日光院文書」三四号『兵庫県史』史料編中世三)。

- (39) 文明九年六月十三日垣屋遠忠判物(「日光院文書」四〇号『兵庫県史』史料編中世三)、文明九年八月七日河越遠治遵行状(「日光院文書」四一号『兵庫県史』史料編中世三)、文明十二年七月十八日垣屋

- 宗統判物〔日光院文書〕四三三号『兵庫県史』史料編中世三三。いずれも垣屋氏の代替わりに伴い、発給したものと考えられる。
- (40) 長享二年十一月二十六日福富忠順田地寄進状〔日光院文書〕五七七号『兵庫県史』史料編中世三三。
- (41) 延徳二年八月十四日福富忠順諸公事等免除状〔日光院文書〕五八号『兵庫県史』史料編中世三三。
- (42) 延徳三年五月晦日福富忠順田地寄進状案〔日光院文書〕六〇号『兵庫県史』史料編中世三三。この史料によると、柴田名一五一七文、住吉名一五六五文、宿直分一四〇〇文、椋皮分一四〇〇文、ハウシ銭(二名付)一二〇〇文が寄進された。なお、人夫、諸公事、段銭は免除されている。ところが、永正十四年(一五一七)になると、永正十一年十二月十九日田公道祖徳丸田地寄進状により、全く同じ内容の年貢銭が寄進されている。このように、寄進者の主体が変わるのは、当該地域の支配状況によるものか要検討である。
- (43) 永正九年九月二十八日福富貞数判物〔日光院文書〕七七号『兵庫県史』史料編中世三三。
- (44) 永正九年九月二十八日福富貞数判物〔日光院文書〕七八号『兵庫県史』史料編中世三三。『兵庫県史』では同史料を「福富貞数奉書」とするが、書止文言が「可有御社納候也、仍執達如件」となっており、「之由候」といった奉書文言がない。したがって、奉書ではなく判物と称すべきである。
- (45) 永正十三年九月晦日福富貞恒田地寄進状〔日光院文書〕八一号『兵庫県史』史料編中世三三。この寄進状には、永正十三年十月二日松井貞成副状〔日光院文書〕八二号『兵庫県史』史料編中世三三)がある。松井氏は、福富氏の配下にあつたと考えられる。
- (46) 永正八年八月五日竹貫高次名主職寄進状〔日光院文書〕七四号『兵庫県史』史料編中世三三。なお、延徳二年十二月十三日竹貫高次田畠寄進状〔日光院文書〕五九号『兵庫県史』史料編中世三三)によると、竹貫氏は「為領主并我等御祈禱」という理由で、小佐郷のうち加屋野かなる田畠から年貢銭一〇〇文を寄進している。
- (47) 明応八年十月二十八日小佐郷河井名半分坪付〔日光院文書〕六六号『兵庫県史』史料編中世三三。この史料には、作人として先述した水垣氏や馬瀬氏の名前がある。
- (48) 永正九年四月二十八日竹貫高次田地寄進状〔日光院文書〕七五号『兵庫県史』史料編中世三三。なお、史料中の高田氏に関しては、永正十六年九月吉日高田四郎三郎田地寄進状〔日光院文書〕九〇号『兵庫県史』史料編中世三三)によって、一族と思しき人物を確認することができ。
- (49) 永正九年四月二十八日某恒美副状〔日光院文書〕七五号『兵庫県史』史料編中世三三。『兵庫県史』では単に書状としているが、註(48)史料と同一日付で発給されており、内容を補足していることから、副状とすべきものである。
- (50) 大永四年十二月二十一日黒坂貞信田地寄進状〔日光院文書〕九五号『兵庫県史』史料編中世三三)。
- (51) (大永四年)十二月二十一日黒坂貞信書状〔日光院文書〕九五号『兵庫県史』史料編中世三三)。
- (52) (享祿五年)四月二十六日山名祐豊書状〔日光院文書〕一〇二号『兵庫県史』史料編中世三三)。
- (53) 享祿五年五月十二日秋庭朝典臨時段銭寄進状〔日光院文書〕一〇三号『兵庫県史』史料編中世三三)。
- (54) (享祿五年)十二月二十七日大塚宗悟書状〔日光院文書〕一〇五号『兵庫県史』史料編中世三三)。

(わたなべ だいもん 文学研究科日本史学専攻博士後期課程修了)

(指導・今堀 大逸 教授)

二〇二一年九月二十九日受理